

公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業

契約書（案）

篠栗町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

また、本事業の財源は、令和8年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業（二次公募）（以下「補助事業」という。）に基づくものであり、甲乙は、補助事業の要綱に基づいて事業を実施する。

（委託事項）

第1条 甲は、乙に対し別紙仕様書に基づき本事業を委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 この契約の委託料は、〇〇〇円並びに取引に係る消費税及び地方消費税〇〇円の合計〇〇〇〇円とする。

（履行場所）

第3条 本事業の履行場所は、篠栗町とする。

（履行期間）

第4条 本事業の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号）の規定に基づき必要があると認められるときは、この契約の締結と同時に保証を付さなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一般的損害）

第7条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、別に定めがある場合を除き乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約の変更）

第8条 甲は、本事業開始後において契約内容を変更する必要があるときは、契約内容の一部を変更することができるものとし、甲乙が協議のうえ、契約変更するものとする。

2 乙の責めに帰すことができない事由により本事業を遂行することが困難となったときは、乙はそ

の旨を遅延なく甲に通知し、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

（完了報告）

第9条 乙は、本事業が終了したとき、甲が指定する完了届に必要な書類を添付し、甲に通知しなければならない。

2 本事業の終了後に、補助事業に基づき福岡県へ書類の提出や事業説明等が必要になった場合、甲が対応する。ただし、甲は、乙に対して必要な書類や情報に関して、請求することができ、乙は誠意をもって対応する。

（事業委託料の支払い）

第10条 乙は、前条の完了届の提出について甲の検査及び点検を受け適当と認められた場合において、甲の指示する方法により甲に委託料の支払いを請求することができる。

2 前項の請求に関して、甲は、請求日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に事業を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により事業委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、遅延日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

（成果の権利及び知的財産権の帰属）

第12条 乙は、本事業に基づき甲のために作成した成果物及び役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本事業開始前に乙が保有するものを除き、すべて甲へ帰属する。

（甲の解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認めたとき。

（2）この契約の履行にあたり甲の指示に従わないとき。

（3）前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。

（1）第6条の規定に違反し、甲の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

（2）乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（4）契約の成果物の性質や甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契

約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(6) 乙が現に篠栗町指名停止等措置要綱（平成19年要綱第1号）第3条第1項に規定する指名停止を受けたとき。

(7) 乙が篠栗町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（令和8年要綱第34号）第3条第1項に規定する排除措置を受けたとき。

(8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) この契約の締結又は履行について乙に不正な行為があったとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前各項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約の解除をすることができない。

（乙の解除権等）

第14条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに

帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 本事業の履行に関して知り得た互いの機密事項を、互いに事前の承諾を得ることなく第三者に漏洩し又は開示してはならず、当該機密事項を本事業の目的以外に利用してはならない。

(紛争の解決)

第16条 この契約書の各条項について疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
2 この契約に関する紛争は、甲所在地の裁判所の管轄に属するものとする。

(特記事項)

第17条 電子契約を締結する場合において、契約書に記載の契約締結日までに電子署名が施されないときは、発注者と受注者の協議により、当該締結日から電子署名までに行われた行為は本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(補則)

第18条 この契約書のほか、篠栗町財務規則を遵守するとともに、この契約書に定めのない事項については、甲乙協議し定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、篠栗町電子契約実施要綱(令和7年要綱第29号)第2条第1号に規定する電子契約(以下「電子契約」という。)を締結する場合は、発注者及び受注者が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
氏 名 篠栗町

篠栗町長 三浦 正

乙 住 所
氏 名